

第 7

令和 7 年 1 月 18 日 提出

唐津市議会定例会提出議案

唐 津 市

議 案 目 次

議案第 143 号	令和 7 年度唐津市一般会計補正予算	(別冊)
議案第 144 号	令和 7 年度唐津市水道事業会計補正予算	(別冊)
議案第 145 号	令和 7 年度唐津市下水道事業会計補正予算	(別冊)
議案第 146 号	唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	1
報告第 22 号	専決処分の報告について	3

議案第146号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和7年12月18日 提出

唐津市長 峰 達郎

提案理由 地方公共団体情報システムの標準化の延伸に伴い、市税の単税徴収方式への移行日を変更するため改正するものである。

唐津市条例第　　号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第10号）
の一部を次のように改正する。

附則第1項中「令和8年4月1日」を「令和10年4月1日」に改め、同項ただし書中「令和8年1月1日」を「規則で定める日」に改める。

附　　則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第22号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年12月18日 提出

唐津市長 峰 達郎

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年12月16日

唐津市長 峰 達郎

1 事故の内容

唐津市相知市民センター駐車場内における地域包括ケア推進課用車の軽自動車との衝突による物損事故

2 事故発生年月日

令和7年10月3日

3 事故発生場所

唐津市相知市民センター駐車場内

4 損害賠償の額

金55,830円

5 損害賠償及び和解の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

6 和解の要旨

- (1) 唐津市は、5の損害賠償及び和解の相手方に対し4の損害賠償の額を支払う。
- (2) 今後本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを相互に確認する。

